

八雲町高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画
(骨子案)

令和5年 12 月
八雲町

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護が必要になっても社会全体で支える新たな仕組みとして、平成12年4月に導入された介護保険制度は、これまでに介護予防重視型の制度への転換、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置による地域中心の新たなサービス体系の確立、さらには、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）が、各地域の実情に応じて推進されてきました。

平成29年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止等に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進などの介護保険制度の見直しが行われました。

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年度には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、八雲町でも、同年に、後期高齢者が3,000人を超え、総人口に占める後期高齢化率は22%に近づくと予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を進めていく必要があります。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

また、児童、障がい者、高齢者などの個別の制度・サービスによる従来の支援体制では問題解決に至らない地域住民や世帯が増加するなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

令和6年3月末をもって現行計画である「八雲町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画期間が満了することから、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらなる「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、新たに「八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を定めます。

2 計画の根拠法と位置付け

本計画は「老人福祉法第 20 条の 8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第 117 条第 1 項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

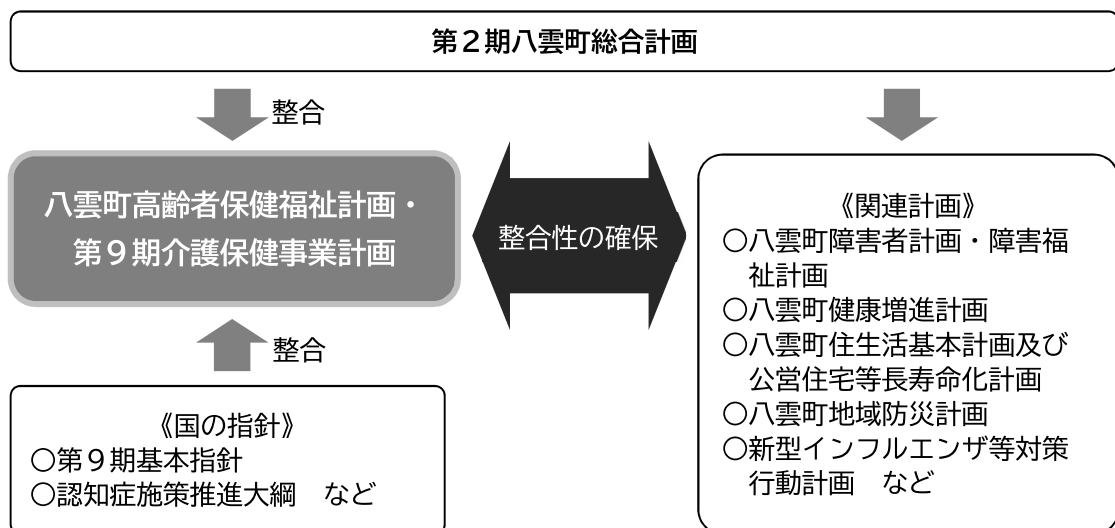
計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
八雲町高齢者保健福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する総合計画
第 9 期介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

また、本計画において「成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条」に基づく成年後見制度利用促進計画を併せて策定し、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組みます。

3 関連計画との関係

本計画は、「第 2 期八雲町総合計画」を上位計画とし、八雲町における高齢者福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などを目指して策定するものです。

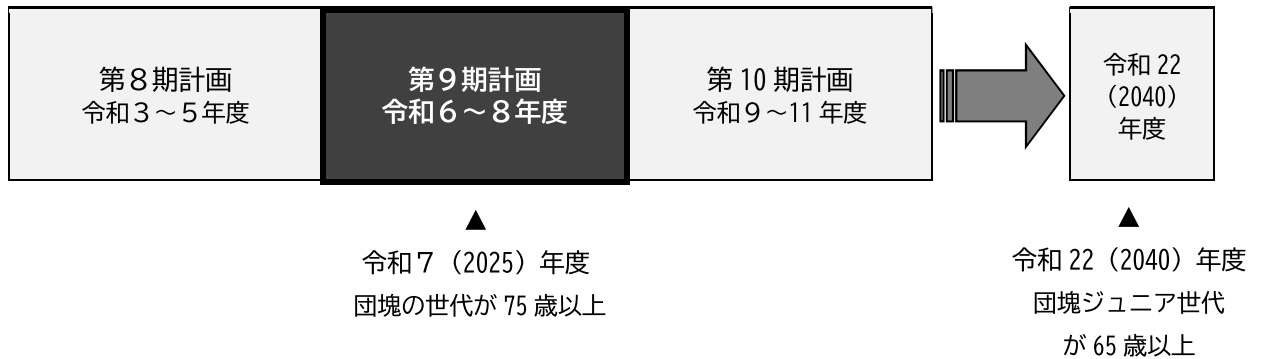
計画策定にあたっては、関連する計画との整合性に配慮しています。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、本町における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。

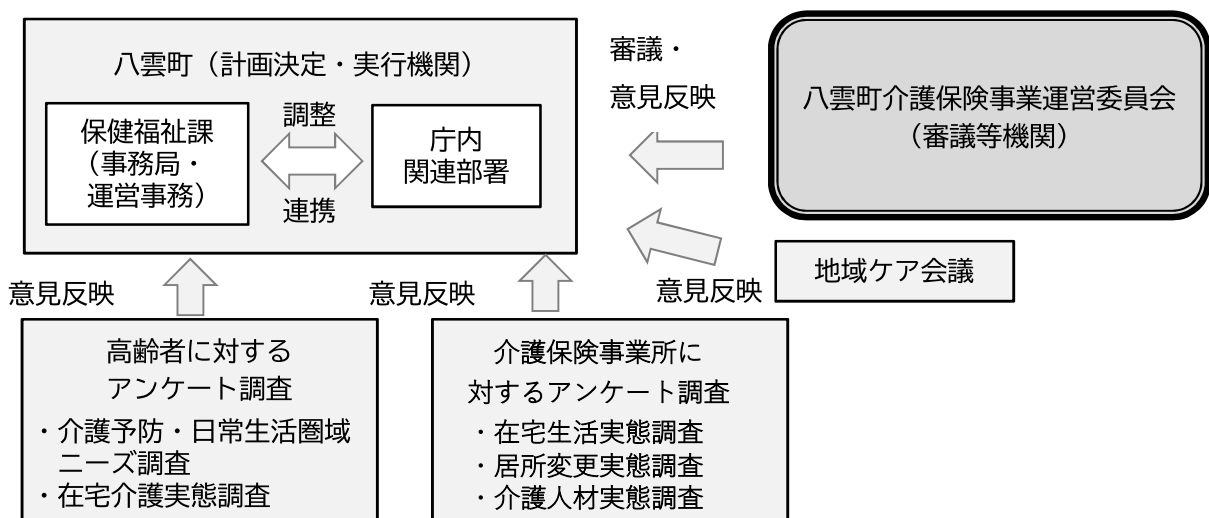


5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である八雲町保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、高齢者及び介護保険事業所に対するアンケート調査を実施しました。

また、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「八雲町介護保険事業運営委員会」において、計画内容の審議を行いました。

【計画策定体制】



6 北海道との連携

計画の策定にあたっては、介護サービスの広域的調整や地域医療構想との整合性に関して北海道と連携を図ります。

また、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を用いた課題分析及び取組の検討、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など的高齢者の住まいに関する情報共有、ICT等の活用等による事務手続きの簡素化についても北海道と連携を図ります。

7 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、身近な地域で必要なサービスが提供される体制を目指して、「日常生活圏域」を設定しています。

八雲町では、合併前の八雲町、熊石町の地域を「日常生活圏域」とし、圏域ごとに施設整備等も行っています。

地域包括ケアの要となる「地域包括支援センター」もそれぞれの圏域に設置しています。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 総人口及び世帯の動向

※ 人口の推移、世帯数の推移など、最新の統計情報からみえる八雲町の状況を記載します。

2 日常生活圏域別の人口動向

※ 日常生活圏域別の最新の人口及び高齢者人口などを記載します。

3 介護保険事業の実施状況

※ 第8期計画期間における介護保険事業の実施状況を第8期計画での計画値と比較し、記載します。

4 アンケート調査結果

※ 日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果からみえる八雲町の状況及び課題を記載します。

第3章 計画の基本的な方向

※ 計画の継続性の観点から基本的には現行計画の体系を踏襲するものの、いわゆる「団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）」が高齢者となる令和22（2040）年の八雲町の姿を踏まえつつ、必要な項目を追加、網羅した計画として記載を行います。

※ 将来像、基本目標、施策と主な事業を体系図として記載します。

1 将来像

八雲町では、「第2期八雲町総合計画」（平成30年度～令和9年度）において、保健・医療・福祉分野では、「誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進」を基本目標として掲げています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、前計画において定めた将来像である『未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳』を継承します。

[将来像]

未来サポーター・シルバーやくも
目指せ！ 活力ある85歳

八雲町は全国・全道の平均を上回る高齢化率ではありますが、農業や漁業において高齢者が現役で活躍する町であることから、高齢になってもその人の持てる能力を地域に活かすことで、地域に貢献することが可能となり、高齢者自身が八雲町の未来をサポートするために「活力ある85歳」を目指すことを目標にするという願いが込められています。

また、この将来像の実現のため、引き続き次の3つの基本目標を掲げます。

- いつまでも現役で活躍できるまち
- 高齢者が安心して暮らせるまち
- 高齢者と地域がともに支え合うまち

2 基本目標

3 計画の体系

第4章 施策の展開

※ 各基本目標の実現に向けて、具体的な施策の推進内容や、必要に応じた見込値や目標値などを現状に即して記載します。

- 1 いつまでも現役で活躍できるまち
- 2 高齢者が安心して暮らせるまち
- 3 高齢者と地域がともに支え合うまち

第5章 第9期介護保険事業計画

※ 第9期介護保険計画を算出するためのプロセスや必要なデータなどを記載し、第9期計画期間中の介護保険料を設定します。

1 保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料は下記の流れに沿って算定します。

保険料算定にあたっては、第9期計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の保険料だけでなく中長期的な視点から令和22（2040）年度の算定も行い、将来の保険料の見通しを把握します。



2 将来推計

3 サービス見込量の推計

4 介護保険料の算定

第6章 計画の推進と評価

※ 計画の推進や評価を行うための具体的な方法や取り組みなどを記載します。

- 1 計画の周知と連携
- 2 地域資源の把握・有効活用
- 3 計画の点検・評価